

薬局の適正管理に係るチェックリスト

令和4年2月作成

このチェックリストは、薬局の適正管理に係る法の規定等の要点をまとめたものです。
定期的に自主点検していただき、管理状況の把握、改善を行っていただきますようお願いいたします。

人員体制

- ☐ 薬局の開店時間内は、調剤に従事する薬剤師が常時勤務している。
- ☐ 必要な薬剤師の員数（1日平均取扱処方箋数／40以上）を確保している。

薬局の管理

- ☐ 薬局の管理者は、その薬局以外の場所で薬事に関する実務に従事していない。
- ☐ 薬局の管理者は、従業者を監督し、薬局の構造設備・物品を管理し、業務について必要な注意をしている。
- ☐ 薬局の管理者は、薬局の業務について、薬局開設者に対し、必要な意見を書面により述べ、書面の写しを3年間保存している。
- ☐ 薬局開設者は、薬局の管理者の意見を尊重するとともに、必要な措置を講じ、その内容を記録・保存している。
- ☐ 適正な管理のための指針・手順書を作成し、それらに基づき業務を実施している。
- ☐ 薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるように、従事者に名札を付けさせる等の対応をしている。

医薬品等の取扱い

- ☐ 処方箋医薬品は、処方箋の交付を受けた者以外に販売していない。
- ☐ 医薬品と他の物を区別して貯蔵・陳列している。
- ☐ 毒薬は他の物と区別して貯蔵している。また、毒薬を貯蔵する場所は施錠している。
- ☐ 使用期限を超過した医薬品は、販売等していない。
- ☐ 医薬品の適正な使用のために必要な情報提供等を行っている。
- ☐ 濫用のおそれのある医薬品の販売に当たって必要な確認を行い、適正な使用のため必要と認められる数量に限って販売等している。

麻薬の管理

- ☐ 麻薬は鍵をかけた麻薬専用の堅固な設備内（麻薬保管庫）に保管し、出し入れのとき以外は必ず施錠している。
- ☐ 麻薬処方箋には、通常の処方箋の記載事項に加えて「麻薬施用者免許証番号」「患者住所」が記載されていることを確認している。
- ☐ 定期的に帳簿残高と在庫数を照合し、在庫を確認している。
- ☐ 期限切れの麻薬は、他の麻薬と区別して保管庫内で管理している。
- ☐ 患者に交付した麻薬が返納された場合は、調剤済麻薬として管理し、他の患者への払い出しを行っていない。
- ☐ 期限が切れた麻薬等（調剤済麻薬を除く）は、あらかじめ「麻薬廃棄届」を提出し、市職員立会いの下、廃棄している。
- ☐ 調剤済麻薬は、管理薬剤師と第三者が「品名」「数量」を互いに確認して廃棄している。また、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を提出している。
- ☐ 麻薬の滅失、破損、所在不明等の事故が発生した場合は、速やかに「麻薬事故届」を提出している。

各種記録・保存

- ☐ 薬局の管理に関する帳簿に必要事項を記載し、3 年間保存している。
- ☐ 処方箋医薬品の販売に関する記録を備え、2 年間保存している。
- ☐ 医薬品の購入等に関する記録を備え、3 年間保存している。
- ☐ 薬局医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品の販売・授与記録に関する記録を備え、2 年間保存している。
- ☐ 毒薬・劇薬譲受書は 2 年間保存している。
- ☐ 麻薬帳簿に必要事項を記載し、2 年間保存している。
- ☐ 向精神薬（第 1 種・第 2 種）の譲受・譲渡・廃棄に関する記録を備え、2 年間保存している。

不明な点がある場合は、お問い合わせください。

広島市健康福祉局保健部環境衛生課医務・薬務担当 薬務係 TEL 082-241-1585